

第4次  
長久手市男女共同参画基本計画  
(女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む)

2024年(令和6年)3月

長久手市

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の位置付け.....	1
2 計画期間.....	2
第2章 長久手市の現状と課題.....	3
1 人口等の状況.....	3
2 アンケート調査結果.....	8
3 前計画の検証.....	23
4 今後の課題.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	28
1 基本理念.....	28
2 基本目標.....	29
3 重点施策の設定.....	30
4 計画の体系.....	32
第4章 施策の展開.....	34
基本目標1 あらゆる分野での男女共同参画の推進・意識の向上.....	34
基本目標2 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）.....	38
基本目標3 人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり（DV防止基本計画）.....	41
第5章 計画の推進.....	48
1 計画の進捗管理.....	48
2 市と企業・各種団体等との協働と連携.....	48
参考資料.....	49
1 策定経過.....	49
2 委員名簿.....	51
3 用語解説.....	52



# 計画の策定にあたって

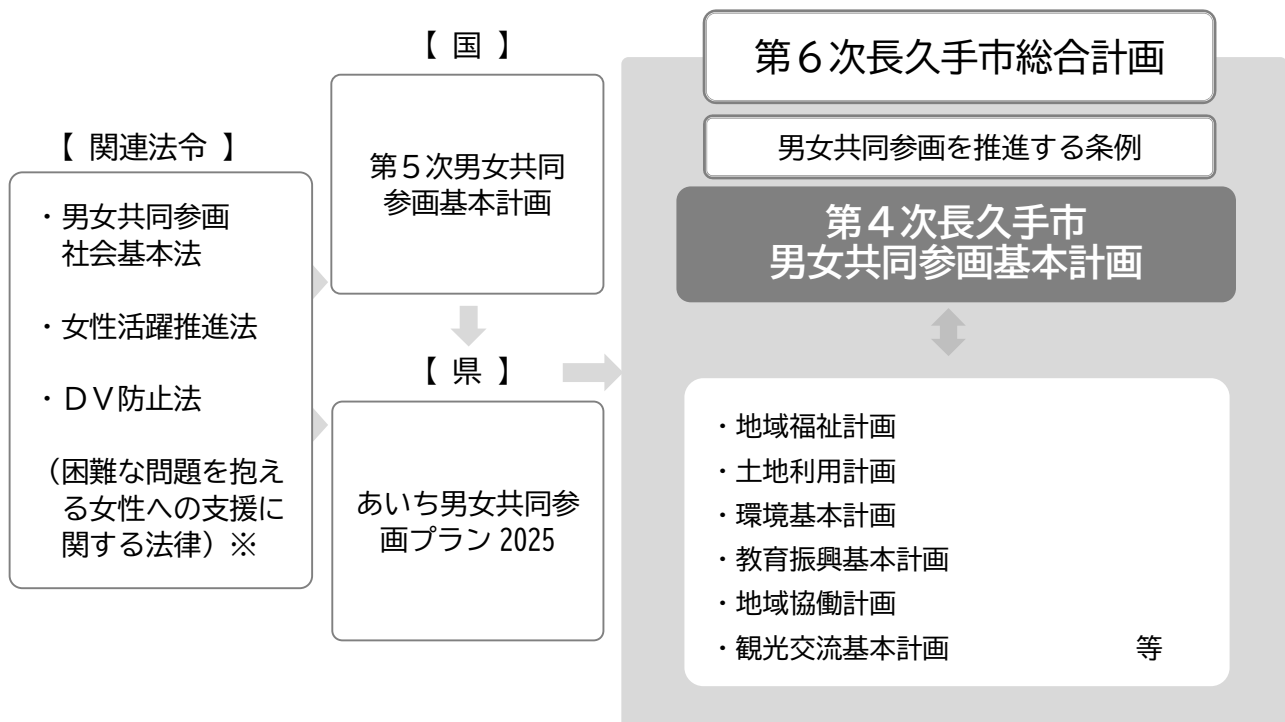
## 1 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定するものです。

また、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」を含みます。

さらに、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止基本計画）」を含みます。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「あいち男女共同参画プラン2025」との整合を図り、「第6次長久手市総合計画」をはじめとした関連計画との調和を持たせた計画です。



※令和6年4月1日施行「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により策定が努力義務とされている「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく計画」について、本市は、今後愛知県が策定する「愛知県困難な問題を抱える女性への支援及びDV防止基本計画」を勘案して本市のDV防止基本計画と一体的に策定し、国、県等と連携して支援を行っていきます。

## 2 計画期間

計画期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
長久手市	第4次長久手市男女共同参画基本計画（R6-10）				
愛知県	あいち男女共同参画プラン 2025（R3-7）		次期計画		
国	第5次男女共同参画基本計画（R2-12）				



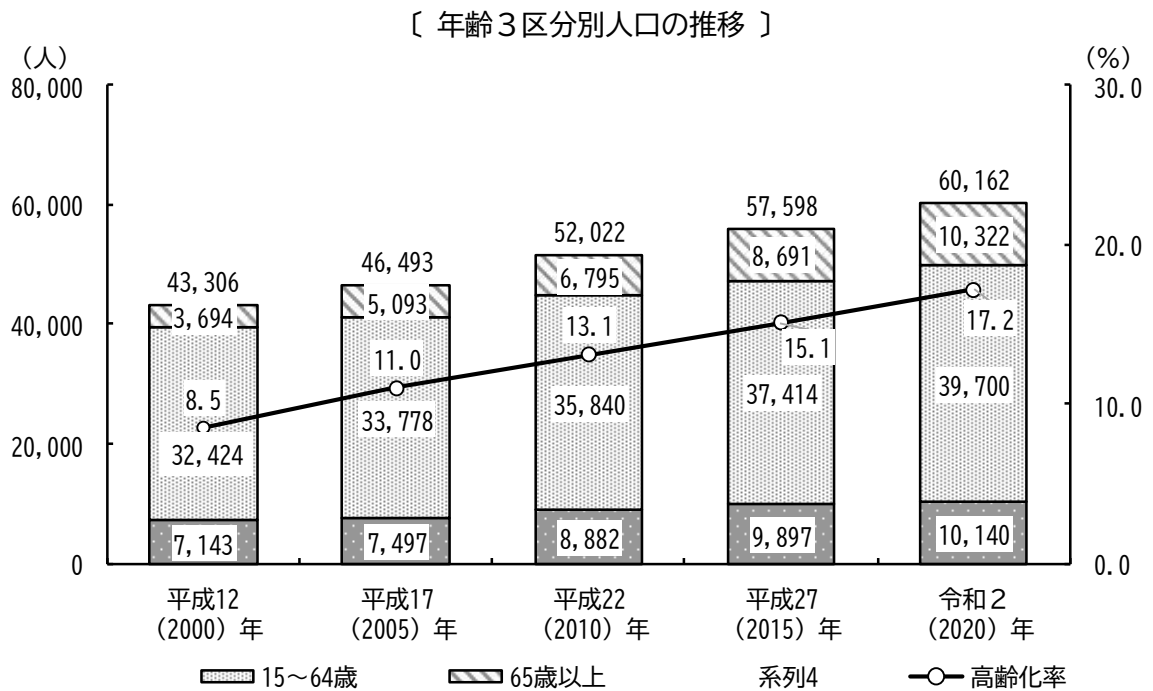
# 長久手市の現状と課題

## 1 人口等の状況

### (1) 人口等の状況

#### ① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は年々増加しており、2020（令和2）年で60,162人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、2000（平成12）年に比べ、2020（令和2）年で0～14歳人口が約1.4倍、15～64歳人口が約1.2倍、65歳以上人口が約2.8倍となっています。



※総人口には年齢不詳を含むため、年齢内訳の合計に一致しない

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

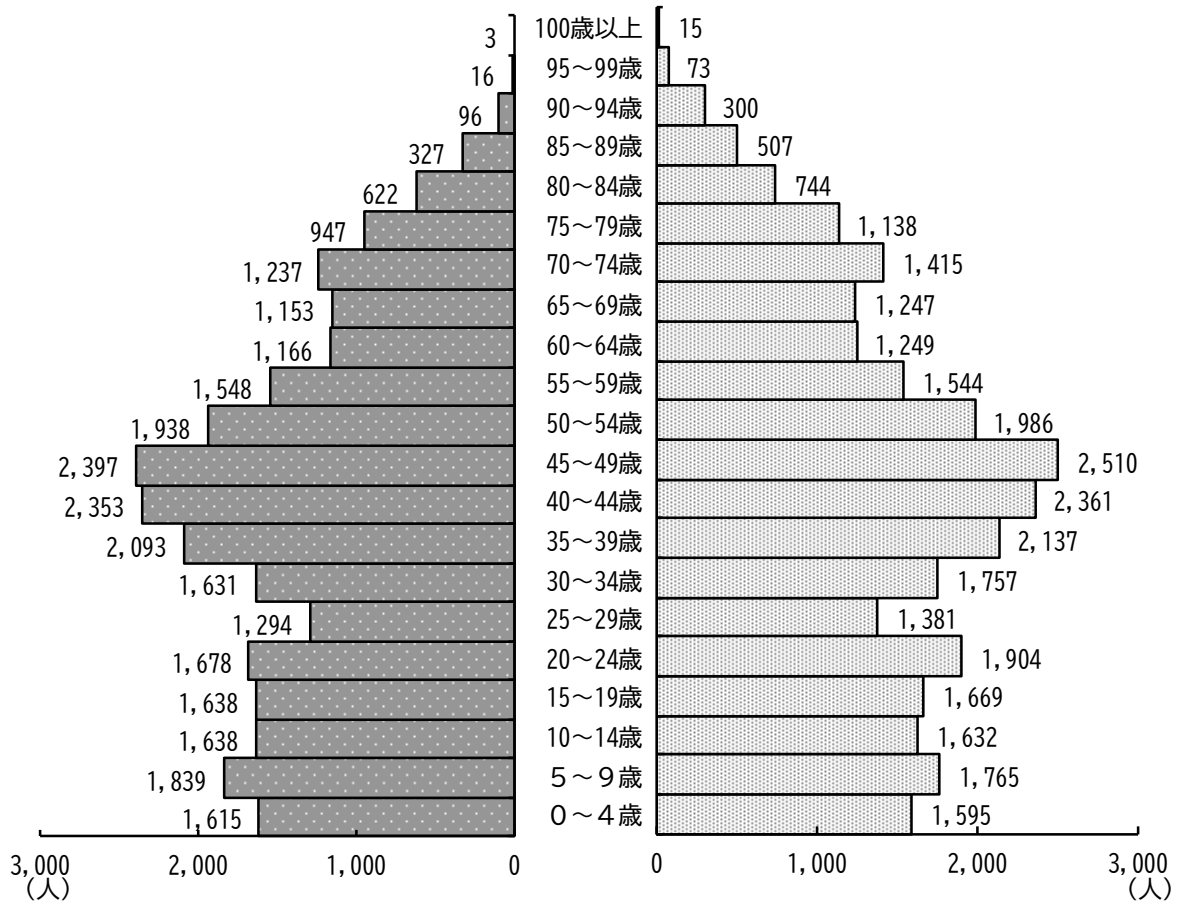
## ② 人口ピラミッド

本市の2020（令和2）年の人口ピラミッドの状況を見ると、男女ともに20～24歳、40～44歳、45～49歳の人口が多くなっており、つぼ型を描いています。

〔人口ピラミッド〕

【男性】（総数：29,144）

【女性】（総数：31,018）

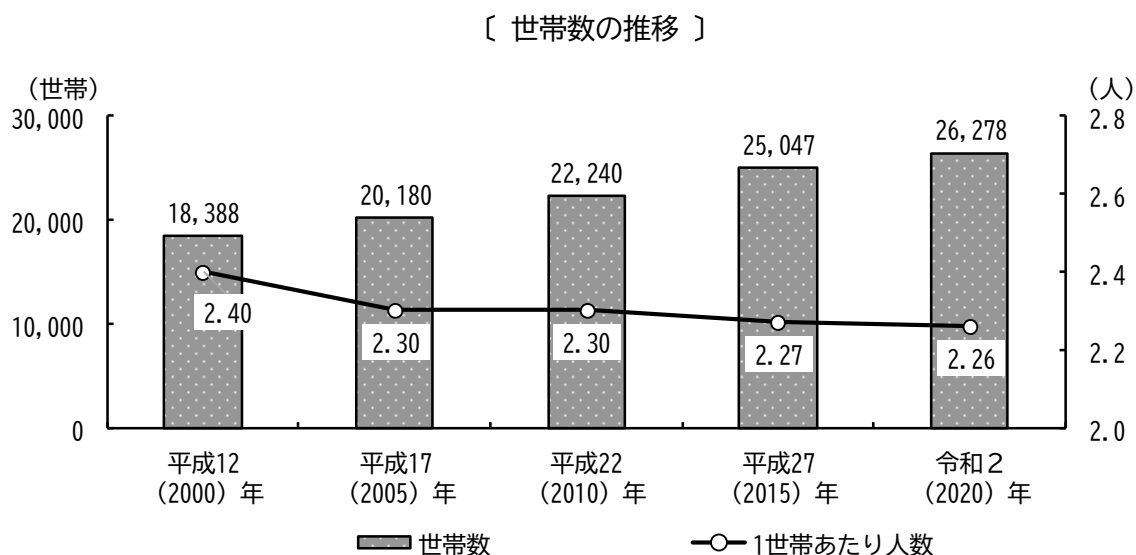


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

## (2) 世帯の状況

### ① 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、2000（平成12）年から2020（令和2）年にかけて約1.4倍に増加し、26,278世帯となっています。また、1世帯あたり人数は年々減少し、2020（令和2）年で2.26人となっています。

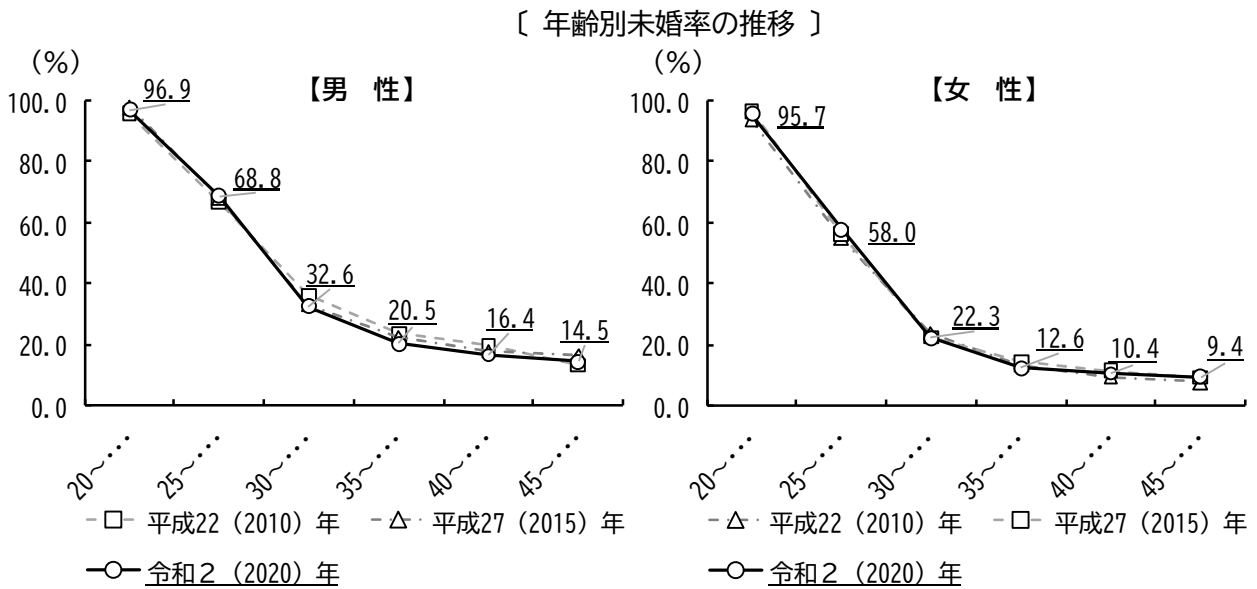


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

### (3) 婚姻・出産の状況

#### ① 年齢別未婚率の推移

年齢別未婚率の推移をみると、女性では2010（平成22）年から2020（令和2）年にかけての大きな変化はみられませんが、男性では30歳以上の未婚率が若干下がっています。

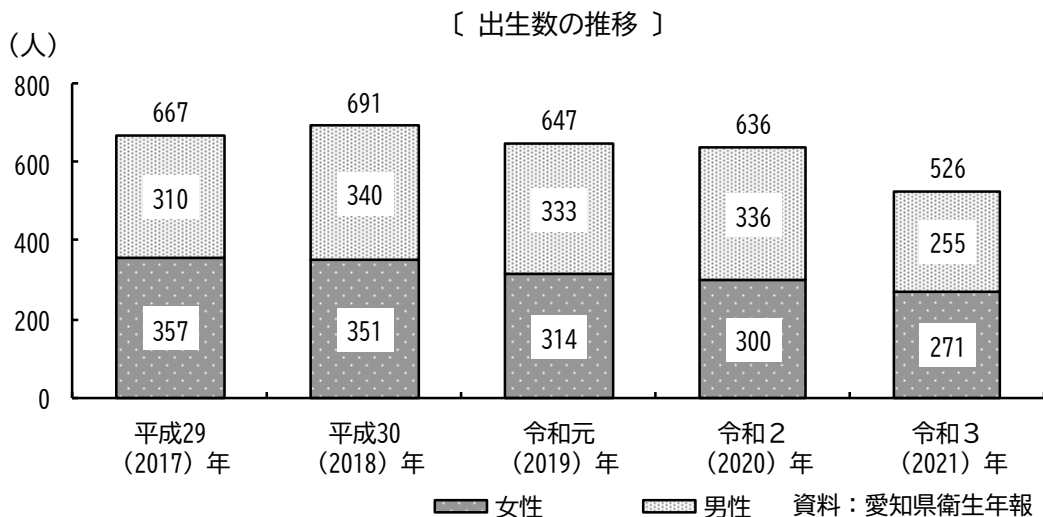


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

#### ② 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成30年から減少傾向となり、令和3（2021年）で526人となっています。また、男女の構成比はほぼ同等となっています。

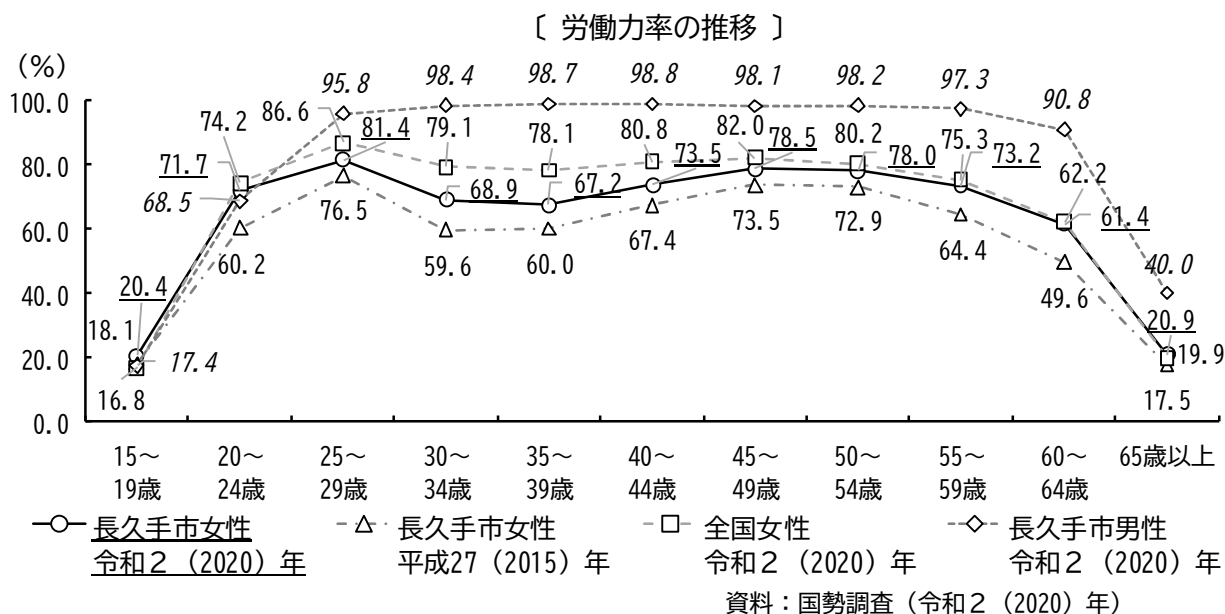




## (4) 家庭生活・職業生活の状況

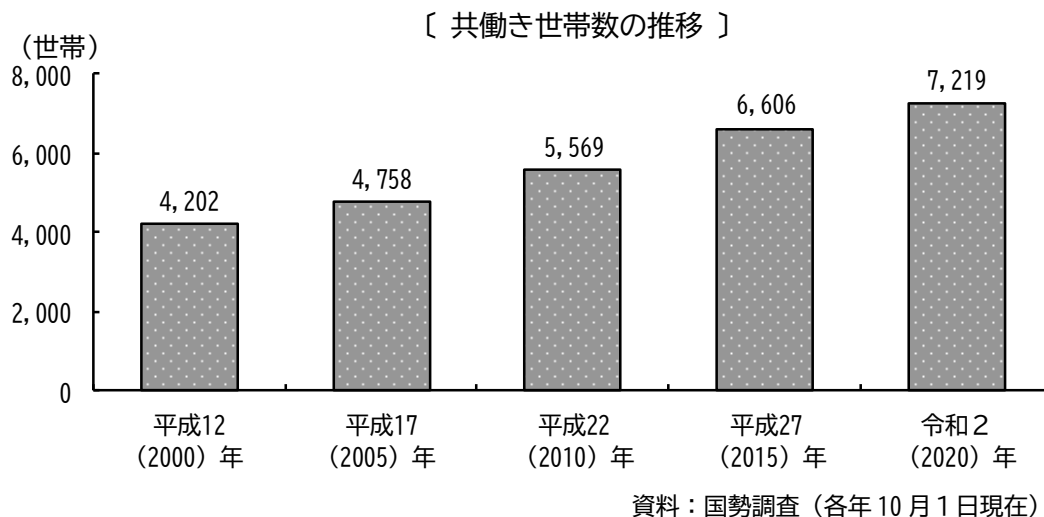
### ① 労働力率の推移

長久手市の女性の労働力率の推移をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いていますが、2015（平成27）年に比べ、2020（令和2）年のM字カーブの底は緩やかになっています。しかしながら、全国女性と比較して底は深くなっています。



### ② 共働き世帯数の推移

共働き世帯数は増加傾向にあり、2000（平成12）年から2020（令和2）年で1.7倍となっています。



## || 2 アンケート調査結果

### (1) 調査の概要

#### ① 調査の目的

第4次男女共同参画基本計画（長久手市女性活躍推進計画及び長久手市DV防止基本計画を含む）の改定の基礎資料として、調査を実施するものです。

#### ② 調査対象

市民調査：長久手市在住の満18歳以上の方の中から、2,000人を無作為抽出  
中学生調査：市内の中学2年生

#### ③ 調査期間

令和4年10月31日から令和4年11月18日まで

#### ④ 調査方法

市民調査：郵送配付・郵送回収及びインターネット回答  
中学生調査：学校配付・学校回収方式

#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民調査	2,000 通	655 通	32.8%
中学生調査	655 通	470 通	71.7%

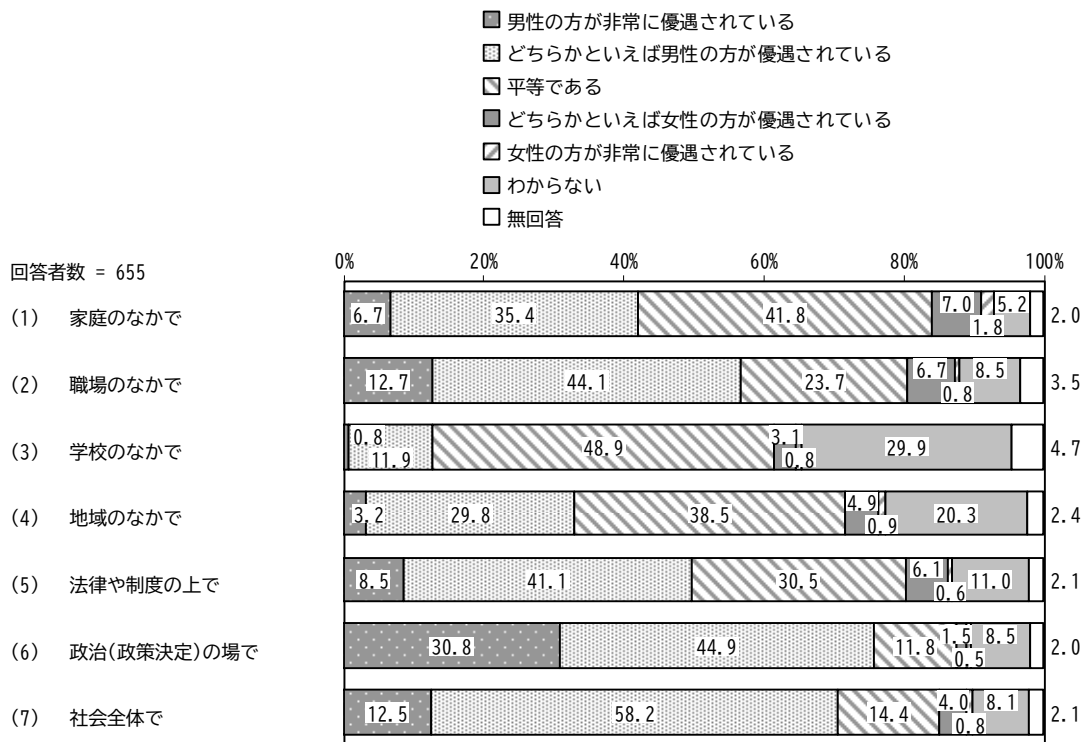
## (2) 調査の結果

### (2) - 1 市民調査

#### ① 男女平等意識について

##### ア 男女の地位が平等になっているか

『(6) 政治(政策決定)の場で』『(7) 社会全体で』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が高くなっています。また、『(3) 学校のなかで』で「平等である」の割合が高くなっています。

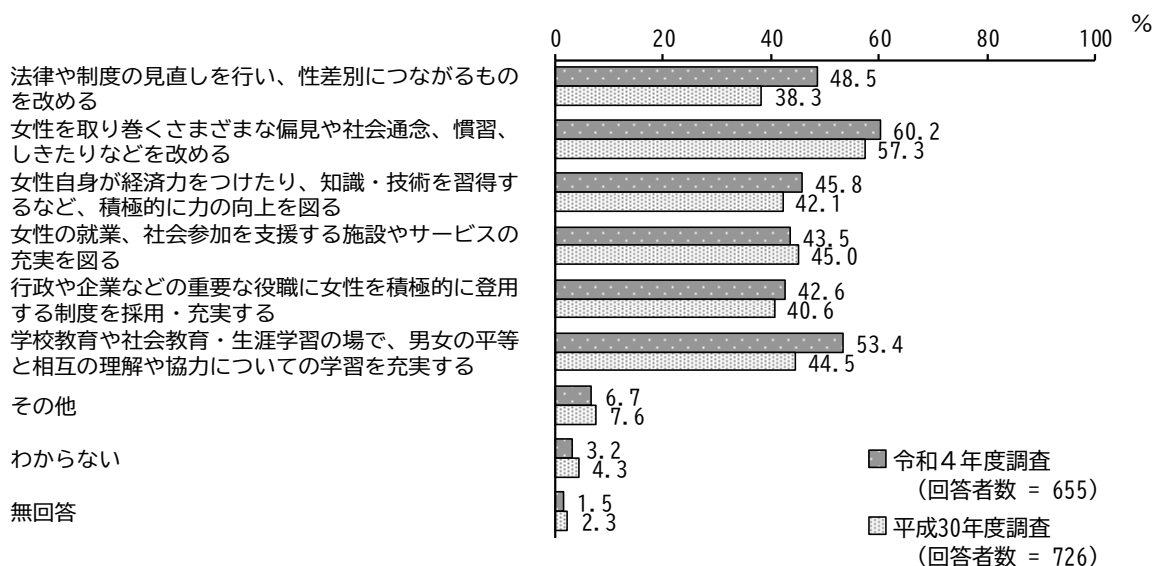


資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

## イ 男女があらゆる分野で平等になるために重要なこと

「女性を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」の割合が60.2%と最も高く、次いで「学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が53.4%、「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改める」の割合が48.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改める」「学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が増加しています。



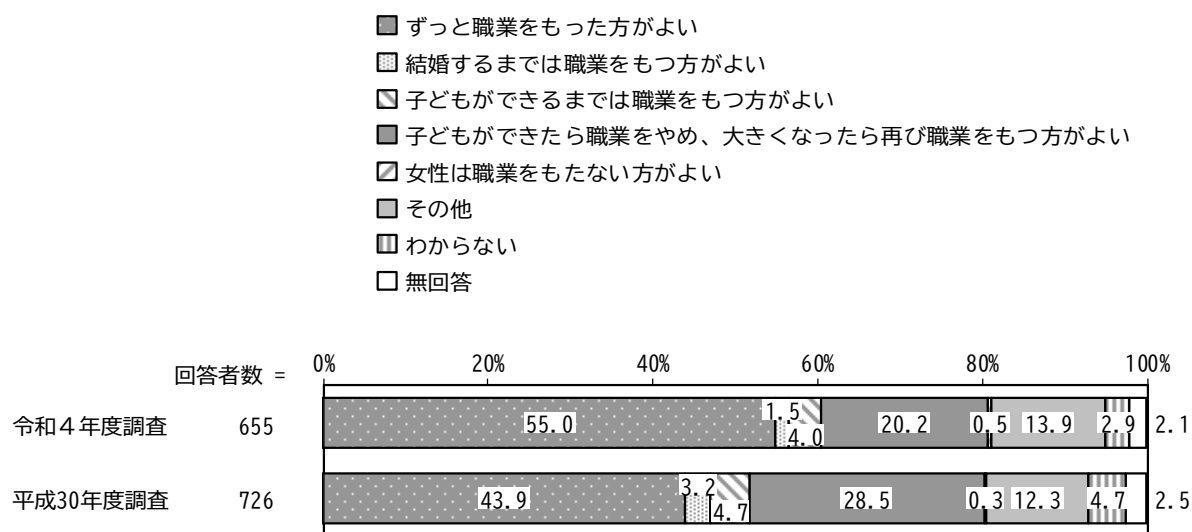
資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

## ② 仕事について

### ア 女性が職業を持つことについての考え

「ずっと職業をもった方がよい」の割合が55.0%と最も高く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が20.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「ずっと職業をもった方がよい」の割合が増加しています。一方、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が減少しています。

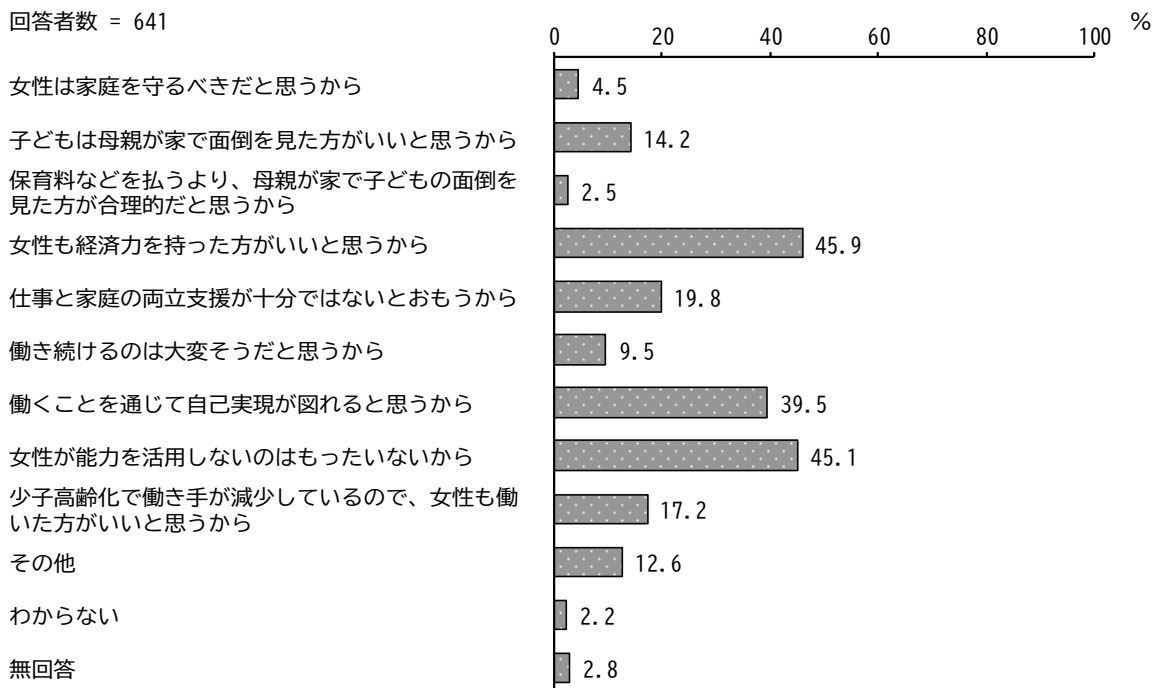


資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

## イ 回答した理由

「女性も経済力を持った方がいいと思うから」の割合が45.9%と最も高く、次いで「女性が能力を活用しないのはもったいないから」の割合が45.1%、「働くことを通じて自己実現が図れると思うから」の割合が39.5%となっています。

回答者数 = 641

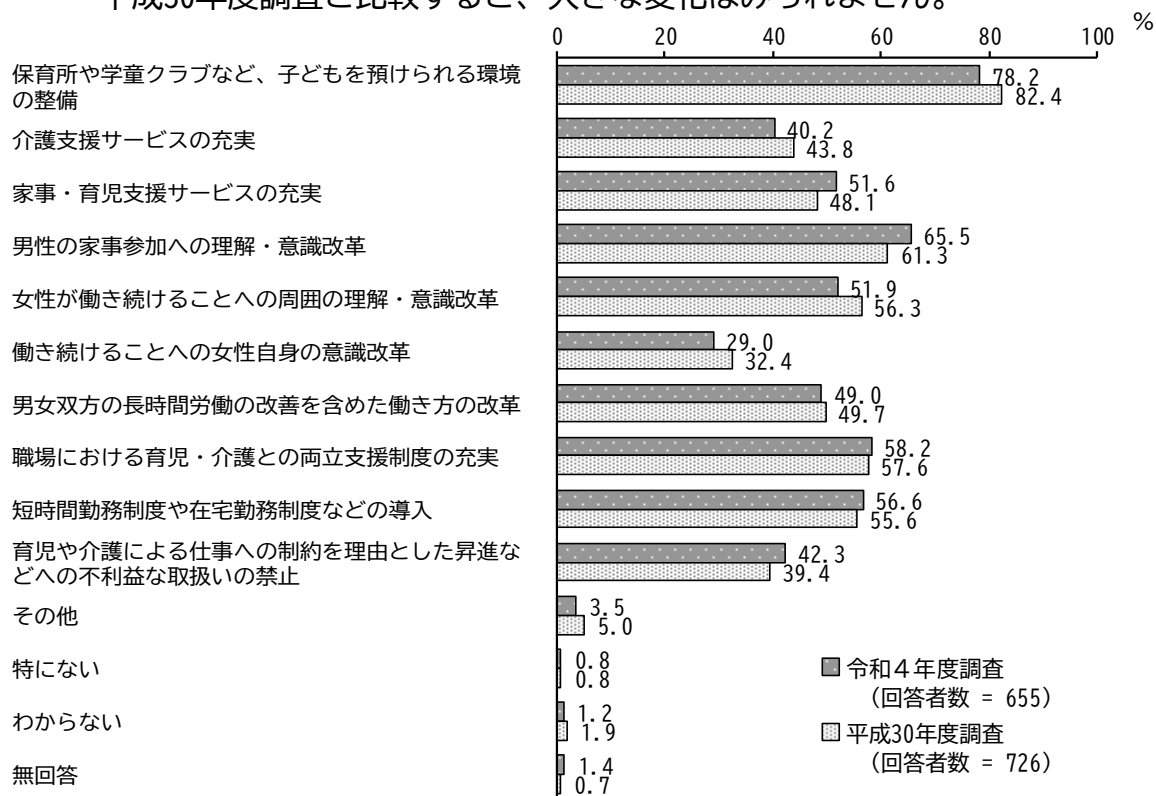


資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

ウ 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために必要なこと

「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が78.2%と最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」の割合が65.5%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が58.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



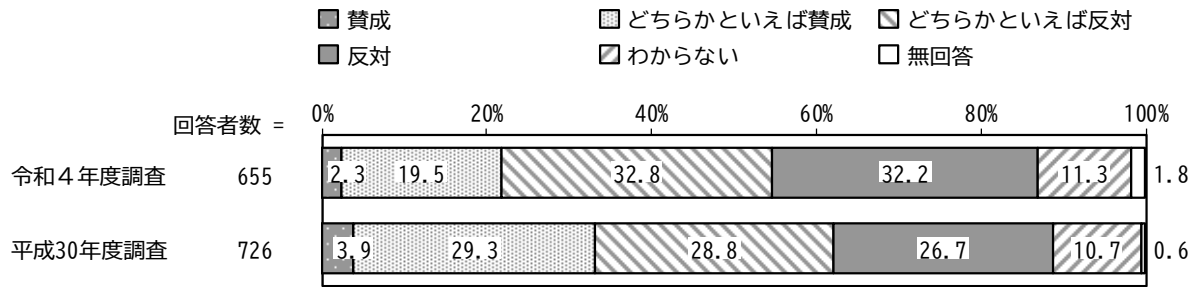
資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

③ ワーク・ライフ・バランスについて

ア 「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思うか

「どちらかといえば反対」の割合が32.8%と最も高く、次いで「反対」の割合が32.2%、「どちらかといえば賛成」の割合が19.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「反対」の割合が増加しています。一方、「どちらかといえば賛成」の割合が減少しています。



資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

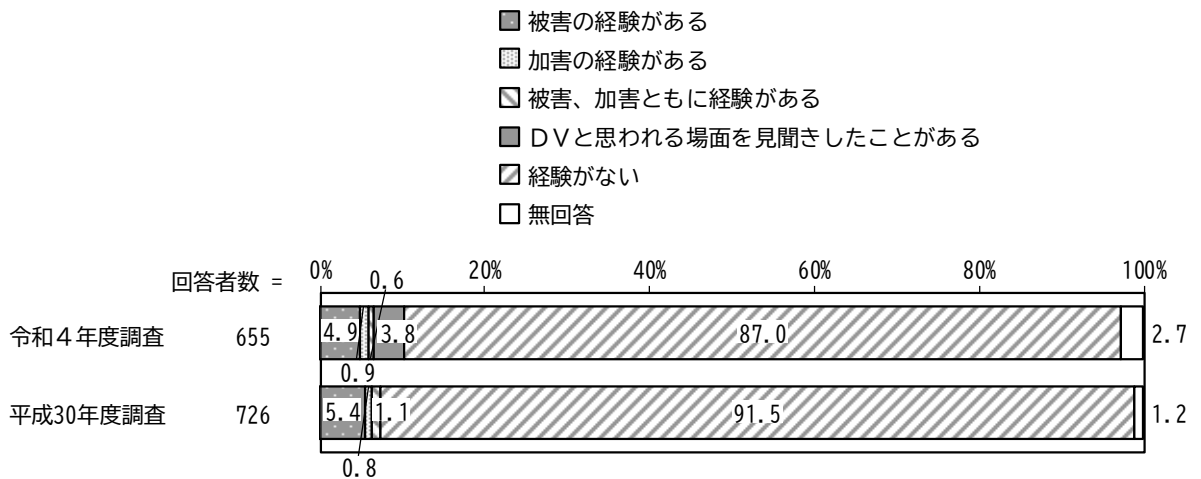


#### ④ DV（ドメスティック・バイオレンス）について

##### ア 配偶者、パートナー、恋人からのDV経験の有無

「経験がない」の割合が87.0%と最も高くなっています。一方、「被害の経験がある」の割合が4.9%、「DVと思われる場面を見聞きしたことがある」の割合が3.8%、「加害の経験がある」の割合が0.9%、「被害、加害ともに経験がある」の割合が0.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

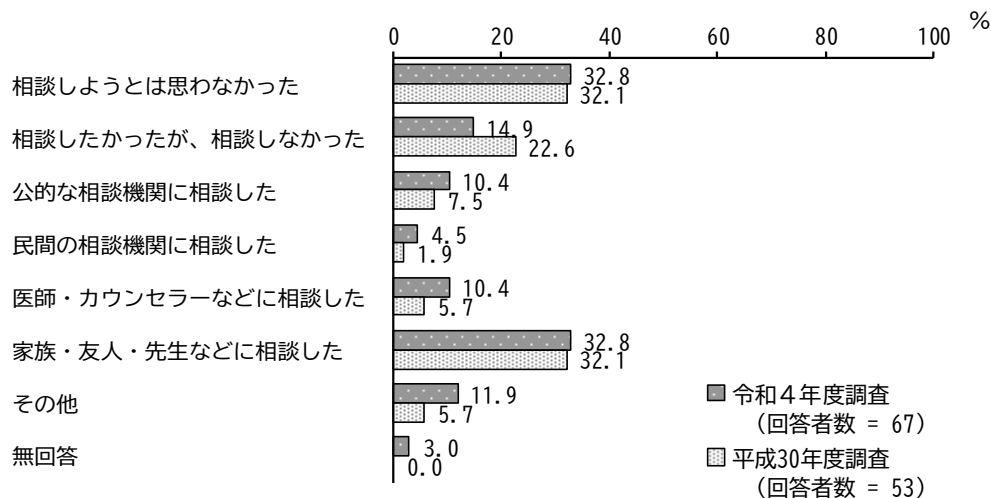


資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

##### イ DVについて相談したか

「相談しようとは思わなかった」、「家族・友人・先生などに相談した」の割合が32.8%と最も高く、次いで「相談したかったが、相談しなかった」の割合が14.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「相談したかったが、相談しなかった」の割合が減少しています。

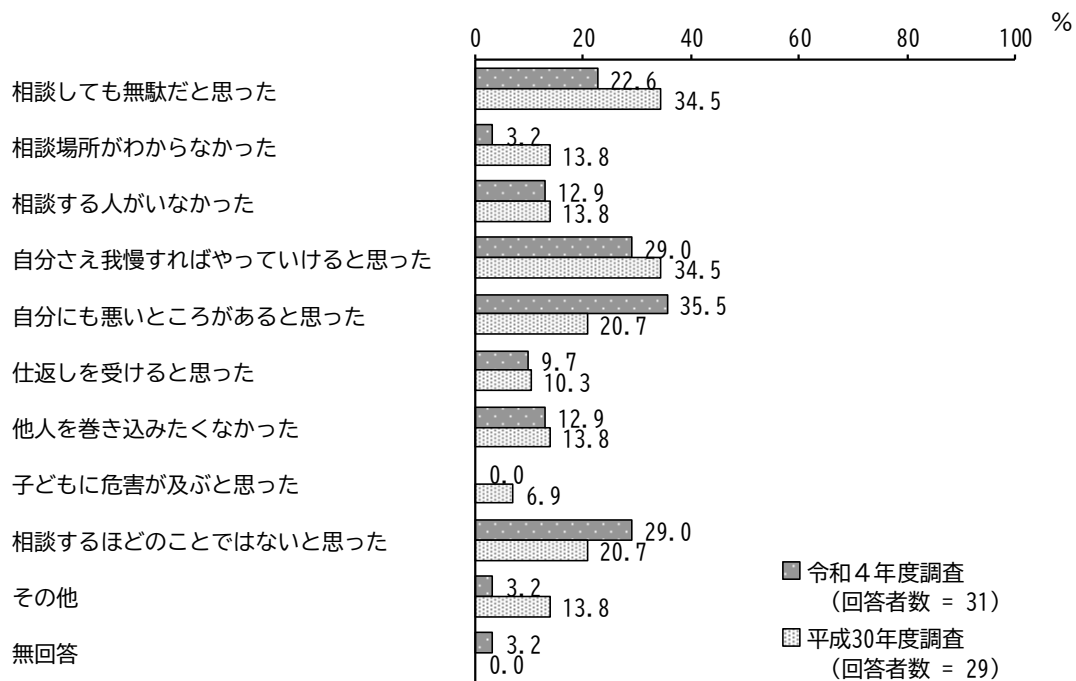


資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

## ウ 相談しなかった理由

「自分にも悪いところがあると思った」の割合が35.5%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればやっていけると思った」、「相談するほどのことではないと思った」の割合が29.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自分にも悪いところがあると思った」「相談するほどのことではないと思った」の割合が増加しています。一方、「相談しても無駄だと思った」「相談場所がわからなかった」「自分さえ我慢すればやっていけると思った」「子どもに危害が及ぶと思った」の割合が減少しています。



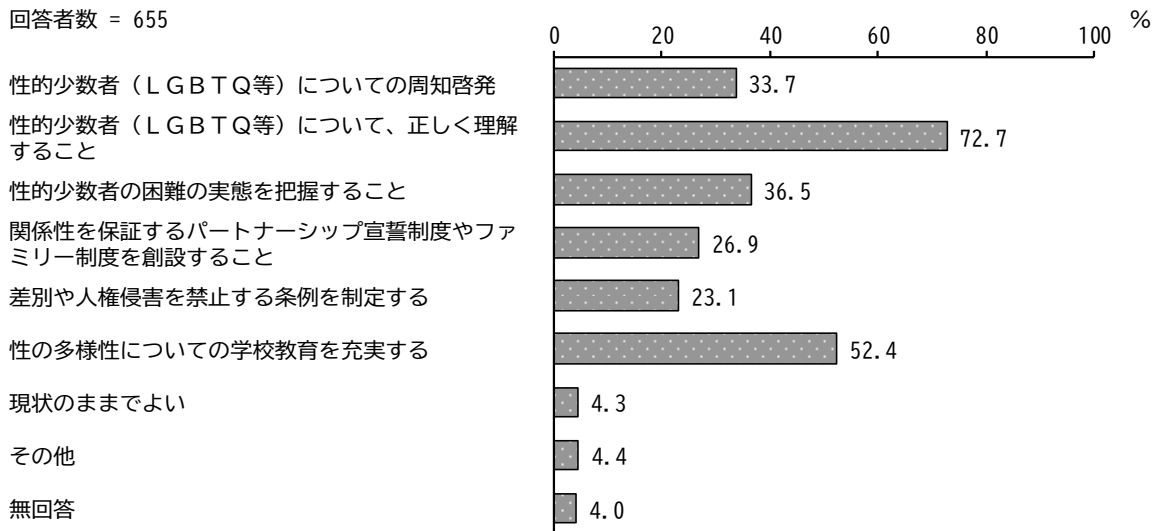
資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

## ⑤ 性の多様性（LGBTQ等）について

### ア 性的少数者の困難を解決し暮らしやすい社会にするために必要なこと

「性的少数者（LGBTQ等）について、正しく理解すること」の割合が72.7%と最も高く、次いで「性の多様性についての学校教育を充実する」の割合が52.4%、「性的少数者の困難の実態を把握すること」の割合が36.5%となっています。

回答者数 = 655



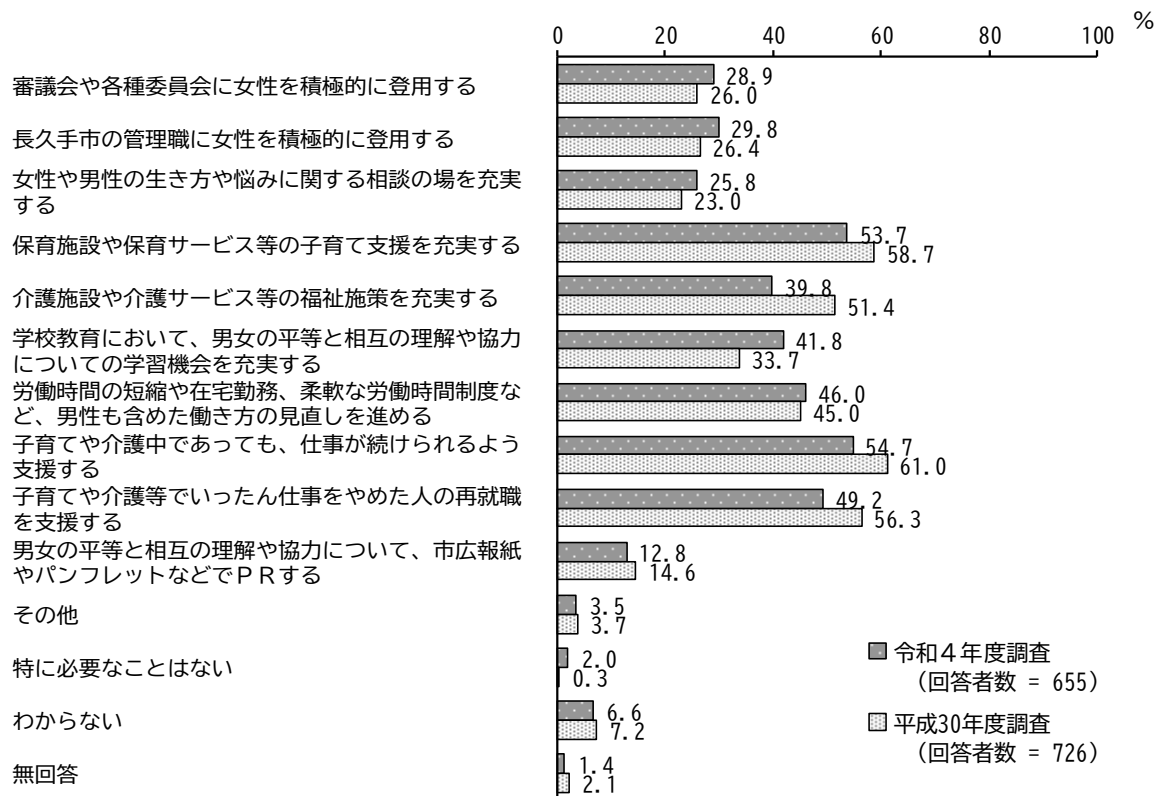
資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

## ⑥ 行政の取組について

### ア 男女共同参画社会を実現するために力を入れていくべきこと

「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」の割合が54.7%と最も高く、次いで「保育施設や保育サービス等の子育て支援を充実する」の割合が53.7%、「子育てや介護等でいったん仕事をやめた人の再就職を支援する」の割合が49.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「学校教育において、男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会を充実する」の割合が増加しており、また、「審議会や各種委員会に女性を積極的に登用する」「長久手市の管理職に女性を積極的に登用する」の割合がやや増加しています。一方、「介護施設や介護サービス等の福祉施策を充実する」「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」「子育てや介護等でいったん仕事をやめた人の再就職を支援する」の割合が減少しています。

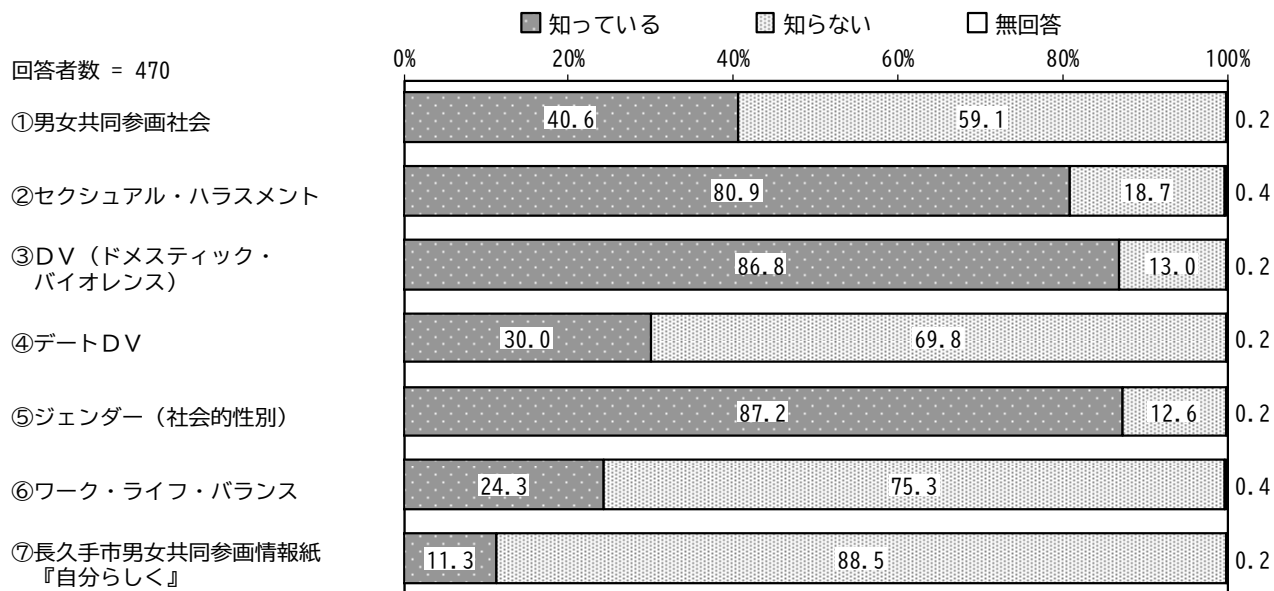


資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

## (2) - 2 中学生調査

### ア 男女共同参画に関する言葉の認知度

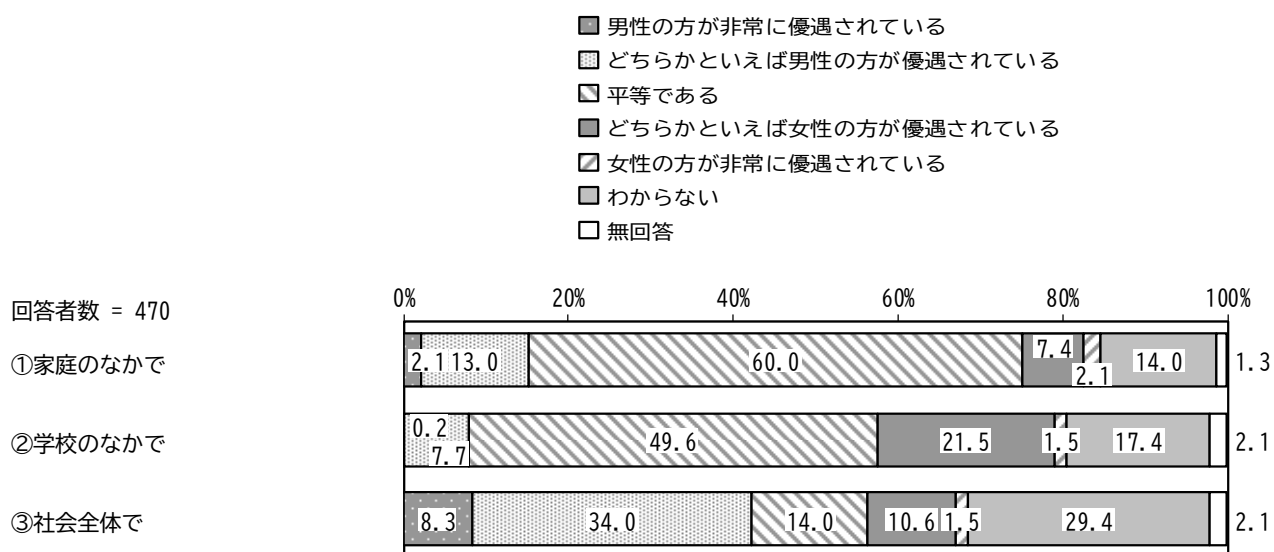
『③DV（ドメスティック・バイオレンス）』『⑤ジェンダー（社会的性別）』で「知っている」の割合が高くなっています。また、『⑦長久手市男女共同参画情報紙『自分らしく』』で「知らない」の割合が高くなっています。



資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

### イ 男女が平等になっていると思うのか

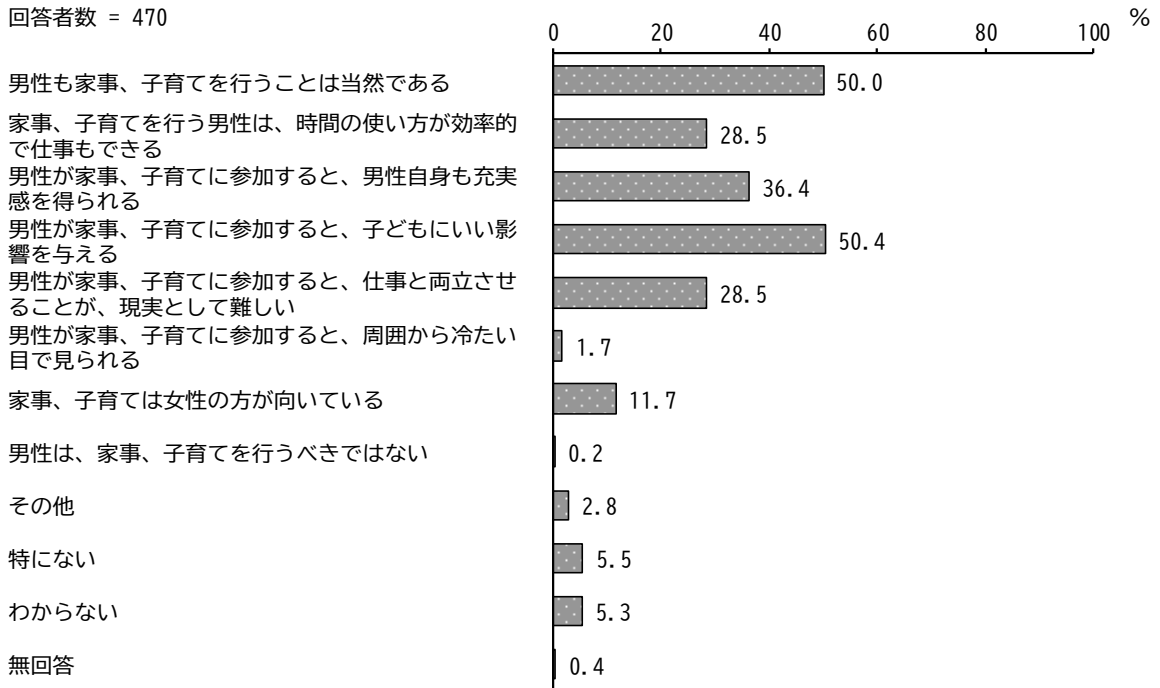
『③社会全体で』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が高くなっています。また、『①家庭のなかで』で「平等である」の割合が高くなっています。



資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

### ウ 男性が家事、子育てを行うことについて考え

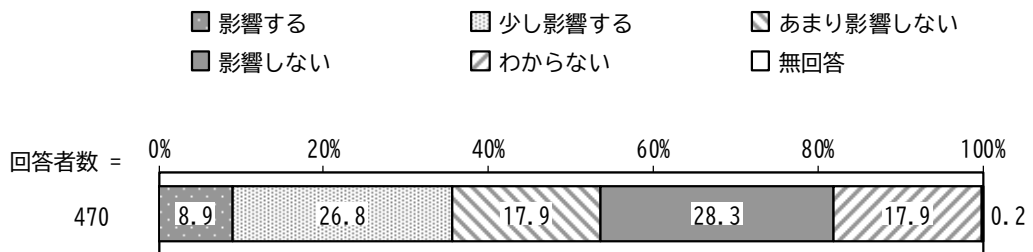
「男性が家事、子育てに参加すると、子どもにいい影響を与える」の割合が50.4%と最も高く、次いで「男性も家事、子育てを行うことは当然である」の割合が50.0%、「男性が家事、子育てに参加すると、男性自身も充実感を得られる」の割合が36.4%となっています。



資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

### エ 将来なりたい仕事を実現する上で性別が影響するのか

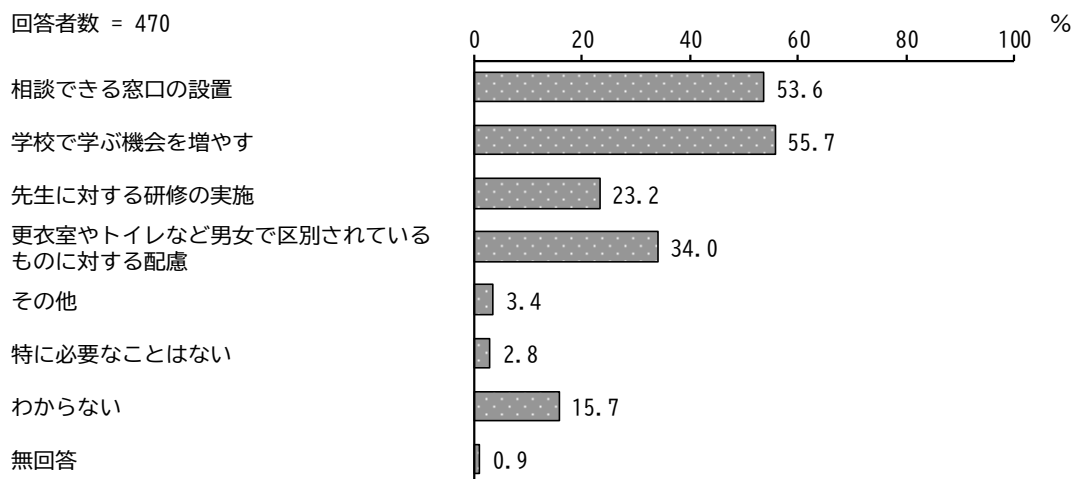
「影響しない」の割合が28.3%と最も高く、次いで「少し影響する」の割合が26.8%、「あまり影響しない」、「わからない」の割合が17.9%となっています。



資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

## オ 安心して学べる環境にするために必要な支援

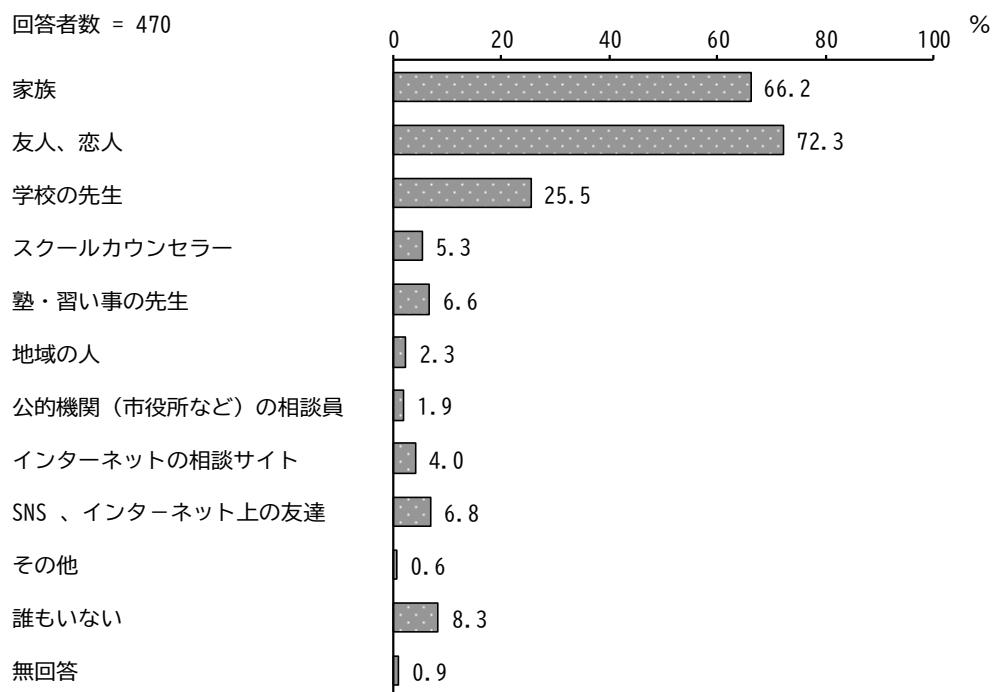
「学校で学ぶ機会を増やす」の割合が55.7%と最も高く、次いで「相談できる窓口の設置」の割合が53.6%、「更衣室やトイレなど男女で区別されているものに対する配慮」の割合が34.0%となっています。



資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より

## カ 相談したいこと聞いてほしいことを気軽に話せる相談相手の有無

「友人、恋人」の割合が72.3%と最も高く、次いで「家族」の割合が66.2%、「学校の先生」の割合が25.5%となっています。



資料：令和5年3月「長久手市市民意識調査結果報告書」より



### 3 前計画の検証

#### (1) 前計画で定められた数値目標の達成状況

	基本目標	項目	当初 (2017)	目標値 (2022)	現状値 (2022)
1	男女共同 参画社会 に向けた 意識の向上	男女の地域の中での平等意識	37.7%	40.0%	38.5%
2		男女共同参画関連図書の蔵書数	408冊	500冊	550冊
3	女性が 活躍できる 環境作り	一時保育事業の実施園数	6園	7園	6園
4		市内保育施設の受入可能児童数	1,616人	1,767人	1,775人
5		ファミリーサポートセンターの援助活動ができる会員数	203人	240人	190人
6		児童クラブ・学童保育所の受入人数	689人	900人	1,026人
7		市男性職員の育児休業の取得率	6.3%	13%以上	120%*
8		ファミリー・フレンドリー企業数	3企業	6企業	4企業
9	あらゆる 分野での 男女共同 参画の推進	市執行機関及び市付属機関等における女性委員の登用率	37.0%	40.0%	41.5%
10		市執行機関及び市付属機関等における女性委員のいない審議会数	2機関	0機関	2機関
11		市女性職員の管理職（課長級以上）への登用率	27.0%	30.0%以上	31.9%
12		間仕切りなど避難所における女性への配慮備品を備蓄	9箇所分	25箇所分	25箇所分
13	安心して 暮らせる まちづくり	「パパママ教室」の夫の参加率	37.66%	43.0%	47.3%
14		市職員のメンタルヘルスに関する研修等参加のべ人数	192人	300人	93人
15		各がん検診受診率	50%以上	乳がん53.1% 子宮がん40.0%	乳がん48.4% 子宮がん41.6%
16	人権が 尊重され、DV のないまち づくり	DV経験のある市民の割合	7.3%	0.0%	6.4%
17		DVに関する相談窓口の認知度	73.1%	85.0%	78.5%

※令和4年度に5人が育児休暇の対象になり、5人全員が育児休暇を取得した。これに加えて、令和3年度に育児休暇を取得した職員が令和4年度に2回目の育児休暇を取得した。この結果、5人中6人が取得したことになり、120%になっている。（愛知県公表の計算式により算出）

## (2) 施策ごとの主な取組内容

### 基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の展開(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

#### 重点課題⑤ 性的少数者への理解促進

##### ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入

本市は、令和5年6月1日付けで、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始し、性別、性自認及び性的指向にかかわらず、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができるまちの実現を目指すこととしています。

### 基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の展開(2) 学校などにおける男女平等教育の推進

#### 重点課題③ 男女を区別する慣習の見直し

##### ・制服の選択制

令和4年度から市内中学校全校において、制服がブレザーに変わりました。これにより、性別を問わず、スラックス又はスカートを選択できるようになりました。

##### ・男女混合名簿

令和5年度から市内小中学校全校において、男女混合名簿が利用されるようになりました。

### 基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

施策の展開(2) 地域活動における男女共同参画の推進

#### 重点課題② 地域活動への参画促進

##### ・地域共生ステーションの整備

市内に4箇所の地域共生ステーションが整備され、若い世代、子育て世代、女性の地域活動への参画促進が進みました。

### 基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

施策の展開(3) 防災など様々な分野における男女共同参画の推進

#### 重点課題② 女性の視点に立った防災対策の推進

##### ・避難所のパーテーション設置

全避難所25箇所に、パーテーションなどの女性への配慮備品を設置しました。

### (3) 前計画の検証まとめ

- ① 計画で定められた数値目標について、アウトプット指標※（市が事業等を行うことで直接指標に影響するもの）は、事業の着実な実施により、目標を達成できた項目が多くあります。
- ② アウトカム指標※（市が啓発等を行うことにより、指標に影響するもの）については、未達成の項目もあります。
- ③ アンケート調査において、「『男は仕事、女は家庭』という考え方について皆さんどう思いますか。」という質問に対して、前回調査より反対の人が多くなり、男女の固定的性別役割分担意識について薄まる傾向にあります。一方で、「男性の方が給料が高い」「女性の方が子育ての多くの役割を担っている」など、多くの人が「社会環境において、男女が平等に扱われていない」と感じている傾向にあります。
- ④ 同アンケート調査では、比較的若い世代が「仕事と家庭の両立支援が十分でない」、「男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方の改革が必要」と考えており、今後も男女の活躍推進のための施策を進めることが必要です。
- ⑤ DVについて、国・県・市等が啓発事業を行ってきたものの、DV被害を受ける方の割合は変わっておらず、今後もDV防止に関する事業を継続して進める必要があります。
- ⑥ DV被害を含めた困難な状況を抱える女性に対する支援策を検討していく必要があります。
- ⑦ 本市は、令和5年6月よりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しましたが、今後も性の多様性についての啓発事業を継続的に進める必要があります。

#### ※アウトプット指標、アウトカム指標

アウトプット指標の例：保育園の受入可能児童数を1,000人から2,000人にする。（事業主体が実施した事業の成果がそのまま指標の成果に直結する）

アウトカム指標の例：育児を理由に離職した女性の割合を30%から10%にする。（例えば、この指標を達成するために、事業主体は、保育園を新たに整備し、待機児童数を減らし、女性が出産後も働きやすい環境を作り出すことで、女性の離職の割合を減らすことを目指す）

## 4 今後の課題

### (1) 男女共同参画社会に向けた意識の向上

男女共同参画に関わる取組が社会全体で進められ、男女共同参画意識が浸透しつつあるものの、日常生活の様々な分野において、「男性が優遇されている」と感じられている傾向があります。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っているとされています。このような固定的な意識や思い込みが、ジェンダー問題に対する認識の齟齬やルッキズム（外見に基づく差別・偏見）などにつながることはないよう、引き続き、男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

### (2) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

女性が職業を持つことについて、前回調査と比較すると、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という考え方から「ずっと職業をもった方がよい」という考え方に変化してきています。

職場における仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりが求められます。また、保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備も必要です。

さらに、家事・育児・介護・家庭の行事等は家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

### (3) あらゆる分野での男女共同参画の推進

本市の審議会等の女性委員の割合は、愛知県内市町村の平均より高いものの、50%を下回っており、男女の人口比からみても、政策や方針決定過程への女性の参画は十分とは言えません。また、職場等での管理職も男性が担うことが多い状況となっています。

引き続き委員会や審議会等への女性の参画を促進し、政策・方針決定の場における女性の参画をより一層推進していく必要があります。さらに、市職員の女性管理職への昇進意欲を高めるための意識啓発や職場環境の整備も進める必要があります。

#### (4) 安心して暮らせるまちづくり

女性は妊娠・出産期、また、男女が共に経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。

男女共同参画社会を実現するためには、生涯にわたって心身ともに健康を維持することができ、個性と能力を家庭生活・地域生活の活動等あらゆる分野において発揮できる環境づくりが重要です。

また、困難を抱えた人が社会的に孤立せず、安心して暮らすことができるよう、支援を進めるとともに、介護施設や介護サービス等の福祉サービスの充実を図っていくことが必要です。

#### (5) 人権が尊重され、DVのないまちづくり (DV防止基本計画)

市民調査によると、「自分にも悪いところがあった」「自分さえ我慢すればやっていけると思った」「相談するほどのことでもない」などの理由から暴力を受けても相談しない人の割合が高く、被害が潜在化、深刻化しやすい状況となっています。依然として、暴力を受けたことがある方や暴力を受けた際の相談窓口を知らない方が存在しているという現状もあります。配偶者等からの暴力は絶対に許されない行為であることの啓発や、被害にあった場合に相談できる相談窓口の充実や周知が必要です。



## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市の総合計画における将来像は「幸せが実感できる共生のまち長久手～そして、物語が生まれる～」を掲げ、人と人、人と地域、人と自然、様々なものがつながり、「共生」することで、幸せが実感できるまちにし、いくつもの幸せな「物語」が、地域のいろいろなところで生まれることを目指しています。

この将来像の実現に向けて、男女共同参画分野では、性別にかかわらず、仕事と家事・育児・介護の両立を図るための理解促進、また、誰もが自らの能力を生かし活躍することができるようにするため、性別や世代、国籍等による固定的役割分担や差別の意識の解消を推進する周知活動等に取り組むまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、「第6次長久手市総合計画」などの上位計画等で示されている市としての基本的な方向性を踏まえ、「だれもがともに尊重し合い、心通わせる絆のまち ながくて」を掲げ、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画を促進するまちづくりをめざします。

#### 【 基 本 理 念 】

**だれもがともに尊重し合い、心通わせる絆のまち  
ながくて**

## 2 基本目標

### (1) あらゆる分野での男女共同参画の推進・意識の向上

男女共同参画社会の構築に向けて、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、情報や学習機会の提供、慣習の見直し、国際基準の浸透、性的少数者への理解を促進します。また、学校などでの男女平等教育の推進とともに、教育関係者の意識改革を促進します。

さらに、地域活動、福祉、防災・防犯等の様々な分野において、男女共同参画の視点に立った取組の充実を図っていくため、政策・意思決定過程への女性の積極的な参画を拡大するとともに、地域活動等における女性の育成や男女共同参画に取り組むグループの育成と支援を進めます。

### (2) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

女性が活躍を進めるため、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう雇用機会の均等や待遇の平等化などを進めるとともに、子育て後の女性の再就職や職業能力の育成、女性の起業に向けた支援を充実します。

また、性別に関わらない仕事と育児・介護の両立を支援するために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女ともに安心して働くことができる環境づくりを促進します。

### (3) 人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり

#### （DV防止基本画）

重大な人権侵害であるDVなどに対応するため、DV防止の啓発や若年層への教育において、男女平等の意識を醸成するとともに、性別にとらわれない包括的なDV相談支援体制を整備します。被害者支援においても、早期発見と適切な対応、自立支援の取組を推進します。

また、安心して暮らせるまちづくりのため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及や妊娠・出産期の健康づくりなど、生涯を通じた健康づくりの推進や、生活上の様々な問題を抱える人々に対する支援に取り組みます。

## 3 重点施策の設定

### (1) 重点施策の設定

第4次男女共同参画基本計画では、令和4年度に実施したアンケート結果及び第3次男女共同参画基本計画の検証から見えてきた重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として設定します。重点施策については数値目標を設定し、進捗状況を把握していきます。

### (2) 重点施策設定の考え方

#### ① 女性の活躍に向けた取組支援

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識は解消されつつあるものの、「仕事と育児を両立させることは現実として難しい」という意見が多く、女性が出産後も離職せずに働き続けるために、保育所や児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備が求められています。

また、依然として女性が政策や方針決定する役職に占める割合が低く、女性の視点に基づいた施策が実現しにくい状況があります。

今後も性別に関わりなく、一人ひとりが能力に応じた活躍ができる社会の実現のための施策及び女性の意見が反映される社会の実現を推進することが必要であると考えられます。

このことから、保育施設・子育て支援サービスの充実、政策や方針決定する役職及び地域活動団体の役職における女性の登用推進及び市民、事業者への働きかけに関する施策を重点施策としました。

#### ② L G B T Q等の多様な性の理解促進に関する施策の設定

本市は、令和5年6月からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。愛知県内における協力体制ができてきている中で、長久手市として制度利用者の支援内容等を充実していく必要があります。

令和4年度に行ったアンケート調査で、性的少数者の困難を解決し暮らしやすい社会にするために必要なこととして「性的少数者（L G B T Q等）について、正しく理解すること」の割合が72.7%と最も高くなっています。

このことから、L G B T Q等の多様な性に関する理解の促進を新規の施策として設定し、重点施策としました。



③ DV被害を含めた困難を抱える女性に対する支援

DVについては、国・県・市等が啓発事業を行ってきたものの、DV被害を受ける方の割合は変わっておらず、今後もDV防止に関する事業を継続して進める必要があります。

このことから、DVの防止の推進を重点取組項目とし、DV被害を含めた困難を抱える女性に対する支援を新規施策として設定し、重点施策としました。

## 4 計画の体系

〔 基本理念 〕

だれもがともに尊重し合い、心通わせる絆のまち  
ながくて

〔 基本目標 〕

1 あらゆる分野での  
男女共同参画の  
推進・意識の向上

(1) 男女共同参画に関する  
意識の醸成

(2) 学校などにおける  
男女平等教育の推進

(3) 政策・方針決定過程への  
女性の参画促進

(4) 地域活動における  
男女共同参画の推進

(5) 防災など様々な分野における  
男女共同参画の推進

2 女性が活躍できる  
環境づくり  
(女性活躍推進計  
画)

(1) 男女平等の職場環境づくり  
の推進

(2) 女性のチャレンジ支援

(3) 性別に関わらない仕事と  
育児 介護の両立支援の推進

3 人権が尊重され、  
安心して暮らすこと  
ができるまちづくり  
(DV防止基本画)

(1) 生涯を通じた心身の  
健康づくり

(2) 様々な困難を抱える  
人への支援

(3) 多様な性を尊重する  
社会の推進

(4) DV等に対する啓発の推進

(5) DV相談体制の整備

(6) 被害者の自立への支援

〔 施策 〕

①男女共同参画に関する情報提供・啓発事業の実施

②国際交流における男女共同参画の推進

①多様な選択を可能にする教育の充実

②性に対する正しい知識についての教育の推進

③男女平等教育に対する教育関係者の意識改革

①審議会などにおける女性の登用促進(重点施策)

②管理職などへの女性の登用促進と女性リーダーの育成(重点施策)

①地域活動への参画促進及び地域活動団体の役職などにおける女性の登用促進(重点施策)

②男女共同参画に取り組む市民グループへの育成と支援

①地域防災における男女共同参画の充実

②ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進

①団体、企業などにおける女性の参画促進とポジティブ・アクションの推進(重点施策)

②様々なハラスメント防止対策の推進

①女性の職業能力育成、再就職に対する支援

②女性の起業に対する支援

①保育施設・サービスの充実(重点施策)

②子育て支援サービスの充実(重点施策)

③職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進(重点施策)

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発

②妊娠・出産期のこころと身体の健康づくり

①高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援

②ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援

③在住外国人に対する生活安定と自立支援

④困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の整備(重点施策)

①多様な性に関する理解の促進と性的少数者の人が暮らしやすい環境づくり(重点施策)

①DVの防止の推進(重点施策)

②互いの人権を尊重しあう意識の啓発

①相談窓口の周知

②多様性に応じた総合的相談体制の充実(重点施策)

①早期発見・早期支援体制の整備

②保護体制の充実

③生活再建に向けた支援の実施



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 あらゆる分野での男女共同参画の推進・意識の向上

#### (1) 男女共同参画に関する意識の醸成

##### ①男女共同参画に関する情報提供・啓発事業の実施

人権尊重を基盤にした男女共同参画について正しく理解されるよう、知識の普及を進めます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
1	市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとられない表現をしていきます。	○固定的な性別役割分担意識に基づく表現の継続的なチェック ○広報紙等作成にかかるガイドラインの見直し（随時）	情報課
2	男女共同参画に関する情報紙の内容を充実し、男女共同参画意識の普及・啓発をしていきます。	○身近なテーマを取り上げた、わかりやすい情報紙の作成	たつせがある課
3	男女共同参画関連図書を充実していきます。	○男女共同参画関連図書の蔵書の充実	中央図書館
4	男女共同参画に関する講演会、学習会や広報活動を実施していきます。	○関係各課や関係団体と連携した講演会や学習会の開催 ○国の男女共同参画週間（6月23日～6月29日）、県の男女共同参画月間（10月）等にあわせた広報、事業の実施	たつせがある課
5	市職員を対象とした男女共同参画に関する研修の機会を提供していきます。	○関係団体主催の研修への参加の促進	たつせがある課 人事課

##### ②国際交流における男女共同参画の推進

国際社会を視野に入れた男女共同参画を推進するため、国外の情報を入手し、市民への情報提供を図ります。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
6	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集するとともに、情報発信をしていきます。	○男女共同参画に関する国際的な情報の収集 ○国際交流協会による交流の促進	たつせがある課

## (2) 学校などにおける男女平等教育の推進

### ①多様な選択を可能にする教育の充実

学校における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示すなど、学ぶ機会の提供に努めます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
7	学級活動などで男女区別のない活動を実施していきます。	○学校における性別に関わらない諸活動の推進	教育総務課
8	男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます。	○家庭、社会などにおける男女共同参画の学習の推進	教育総務課
9	総合的な学習の中で慣習・慣例の見直しをしていきます。	○子どもによる男女平等をテーマとした話し合いの実施	教育総務課

### ②性に対する正しい知識についての教育の推進

男女が共に互いの身体について正しい知識を持ち、生涯を通じて自らの健康保持増進を支援する取組の充実を図ります。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
10	個人の尊厳を重視した性の認識を深める指導をしていきます。	○市内3か所の中学校における「性」をテーマにした講義の実施	健康推進課
11	命の教育の推進のため、外部講師を招いた学習の機会を提供していきます。	○市内3か所の中学校における「命」「生きる」をテーマにした講義の実施	健康推進課 教育総務課
12	保健体育や学級活動において性教育指導をしていきます。	○保健体育や学級活動における性教育指導の継続 ○性犯罪に遭わないための指導の強化	教育総務課

### ③男女平等教育に対する教育関係者の意識改革

教育関係者に研修を実施し、男女平等意識の浸透を図ります。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
13	教育関係者の研修を実施していきます。	○教職員などに対する研修機会の充実 ○教職員などに対する研修への参加促進	教育総務課

### (3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

#### ① 審議会などにおける女性の登用促進 重点施策

審議会や意見の聴取や表明の場において積極的に女性の意見を伺い、施策に反映していくなど、市政への女性参画を推進します。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
14	市執行機関及び市付属機関等における女性委員の登用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員募集の際の広報・周知の推進</li> <li>○市執行機関及び市付属機関等における女性の登用促進に向けた委員選定の推進</li> </ul>	企画政策課 全課
15	市執行機関及び市付属機関等における女性委員のいない審議会などを解消していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あて職など委員の見直し</li> <li>○委員募集の際の広報・周知の推進</li> </ul>	企画政策課 全課

#### ② 管理職などへの女性の登用促進と女性リーダーの育成 重点施策

女性の管理職等への積極的な登用に取り組みます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
16	市女性職員の管理職への登用促進及び女性リーダーの育成をしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理職に女性を確保していくための働き方の見直し</li> <li>○男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底</li> <li>○女性リーダー育成機会の提供</li> <li>○事業実施の中での女性支援の推進</li> <li>○女性リーダー育成セミナー等の情報提供の推進</li> </ul>	人事課 たつせがある課 生涯学習課

## (4) 地域活動における男女共同参画の推進

### ①地域活動への参画促進及び地域活動団体の役職などにおける女性の登用促進 **重点施策**

研修や講座などにより女性リーダーを育成するとともに活動に対して支援に努めます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
17	地域活動への参画を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ボランティアへの参画促進</li> <li>○地域共生ステーションにおける、多世代が集まれる仕組みづくりや地域活動への参加促進</li> <li>○地域活動団体の役職における女性の登用促進</li> </ul>	たつせがある課

### ②男女共同参画に取り組む市民グループへの育成と支援

男女共同参画を促進する団体等の育成を支援します。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
18	地域において男女共同参画の視点を持って活動に取り組めるよう働きかけていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画を促進する団体の育成</li> <li>○男女共同参画団体の支援及び協働事業の実施</li> <li>○地域活動における、企画段階からの男女共同参画の視点の取り入れ促進</li> </ul>	たつせがある課

## (5) 防災など様々な分野における男女共同参画の推進

### ①地域防災における男女共同参画の充実

地域防災における男女共同参画を推進するため、女性の地域防災への参画を働きかけます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
19	地域の安全の基盤づくりに努め、地域防災への参画を促進していきます。	○地域ボランティアへの参画促進、防災組織への女性登用の促進	安心安全課 たつせがある課

### ②ジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進

災害時に備えた防災訓練及び避難所の運営において、女性の意見を取り入れ、災害に強いまちづくりを進めます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
20	防災の分野にジェンダー平等の視点やニーズを取り入れます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授乳にも使用できる間仕切りの設置など、避難所における女性への配慮</li> <li>○ジェンダー平等の視点に立った避難所運営訓練等の実施</li> </ul>	安心安全課

## 基本目標2 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

### （1）男女平等の職場環境づくりの推進

#### ①団体、企業などにおける女性の参画促進とポジティブ・アクションの推進

##### 重点施策

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するよう、団体・企業に周知を図ります。

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
21	総合評価落札方式による入札において、「女性の活躍推進宣言実施の有無」「あいち女性輝きカンパニー認証の有無」を評価項目とします。	○引き続き実施	行政課
22	パンフレットなどを活用し、企業に意識改革の働きかけをしていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課
23	女性の活躍推進に係る調査の実施及び広報活動を実施します。	○団体・企業に対して調査や取材を行い、情報紙を通じて団体・企業における女性の活躍推進についての事例の周知	たつせがある課

#### ②様々なハラスメント防止対策の推進

各種ハラスメント防止対策を推進し、根絶に努めます。

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
24	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発を行い、人権尊重の意識づくりを推進していきます。	○市職員を対象とした、各種ハラスメント防止についての研修を継続して実施 ○人権教育指導者研修会への社会教育委員参加による、人権尊重の意識づくりの推進	人事課 生涯学習課

### （2）女性のチャレンジ支援

#### ①女性の職業能力育成、再就職に対する支援

女性が十分に活躍し、個性と能力を発揮しながら安心して働けるような就業環境を整備するため、必要な資格や技術の習得への支援を充実します。

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
25	職業能力育成の講習会などへの参加を促し、女性の活躍・再就職を支援します。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課



## ②女性の起業に対する支援

女性が積極的にキャリア形成するために、仕事に取り組み、能力を磨くことを支援するとともに、女性の起業支援の充実を図ります。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
26	起業の場を提供するなど、起業を目指す女性に対する支援を行っていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課

## (3) 性別に関わらない仕事と育児 介護の両立支援の推進

### ①保育施設・サービスの充実 **重点施策**

多様な保育ニーズに対応するため、保育施設の整備・充実、また内容の充実等を図っていきます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
27	保護者の就労時間、勤務時間の多様化に対応した延長保育事業や一時保育事業など、保育サービスを充実していきます。	○延長保育事業や一時保育事業の実施体制の整備	子ども未来課
28	待機児童の解消に努めていきます。	○地域型保育事業など新設保育施設の設置や保育園の改築による児童の受入拡充	子ども未来課

### ②子育て支援サービスの充実 **重点施策**

仕事と育児の両立ができる環境が整備されるように、多様な子育て支援サービスの充実を図るとともに、各種制度やサービスについて情報提供を行います。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
29	ファミリーサポート事業を充実していきます。	○依頼会員に対応する援助会員の増員のための事業の周知 ○活動中の事故予防のための講習会の充実	子ども家庭課
30	子育て支援短期事業（ショートステイ）の周知を図ります。	○広報紙・ホームページにおける周知	子ども家庭課
31	子育て支援制度などの情報提供を充実していきます。	○広報紙・ホームページにおける周知 ○育児講座の開催	子ども家庭課
32	児童クラブや学童保育所の受入数を拡充していきます。	○ニーズ調査の結果や実際の申込状況を踏まえての児童の受入拡充 ○児童クラブと放課後子ども教室の一体型運営事業の導入	子ども未来課
33	子育て支援団体に関する情報提供をしていきます。	○子育て支援団体の紹介・事業の周知	たつせがある課 子ども家庭課
34	男女がともに育児、介護などに携わることができるよう公共施設の改善をしていきます。	○公共施設の新設・改築時の多目的トイレの設置	全課共通

### ③職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

重点施策

働く人が、家庭と仕事の両立が可能となるよう、職場での育児・介護休暇制度の利用促進を図ります。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
35	団体・企業などの要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施していきます。	○各団体・企業へ仕事と家庭の調和についての意識啓発の働きかけ	たつせがある課
36	育児・介護休業制度を整備し、男性の取得を働きかけていきます。	○育児・介護休業制度の周知 ○企業等への働きかけ ○窓口等での男性への取得の働きかけ	人事課 たつせがある課
37	DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、効率的、柔軟な働き方ができる環境を整備します。	○デジタル人材の育成 ○デジタルツールの活用 ○テレワークの推進	人事課 情報課

## 基本目標3 人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり（DV防止基本計画）

### （1）生涯を通じた心身の健康づくり

#### ①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発

男女の身体や生殖のしくみの違いについて正しく理解し、自分の身体に関することは自分で決められる力を養い、生涯にわたる健康を目指します。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
38	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報を提供していきます。	○関係課との協働 ○情報提供の推進	健康推進課 子ども家庭課
39	あらゆる世代に対して、性に関する相談窓口の設置を検討していきます。	○電話相談や面接相談による対応	健康推進課

#### ②妊娠・出産期のこころと身体の健康づくり

妊娠または出産等において、夫婦やパートナーの双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性が妊娠や出産に関わることについて、正しく適切な情報に基づいて、自らの意思で選択することができ、男性はその意思を尊重し、協力していくことができるよう、支援に努めます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
40	「パパママ教室」を実施し、これから父親、母親になる男女に、健康の保持や母性保護についての正しい知識を普及していきます。	○土日も含めた「パパママ教室」の開催 ○「パパママ教室」の周知による参加者の確保	健康推進課
41	妊産婦・乳幼児健康診査等を実施していきます。	○妊産婦健康診査・子宮がん検診・乳幼児健康診査の費用の助成 ○3～4か月児健康診査、10～11か月児相談、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、5歳児すこやか発達相談の実施	健康推進課
42	新生児・妊産婦・乳幼児家庭訪問を実施していきます。	○3～4か月児までの乳幼児とその保護者を対象とした全戸訪問の実施 ○必要に応じた妊産婦・乳幼児家庭訪問の実施	健康推進課
43	産前・産後のサポートをしていきます。	○産前・産後サポーターの派遣 ○産後ケア事業の実施	健康推進課

## (2) 様々な困難を抱える人への支援

### ①高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援

高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援のために、介護者に対する情報提供などを行い、双方の心身の負担軽減を図ります。

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
44	関係機関と連携を図り、高齢者・障がいのある人へのサービスの円滑な提供を推進していきます。	○地域の人材やサービスを活用した地域包括ケア体制の整備	福祉課 長寿課 子ども家庭課
45	高齢者・障がいのある人及び介護者双方の負担軽減のためのサービス等の情報提供を図っていきます。	○広報紙・ホームページを利用した情報提供の推進	福祉課 長寿課 子ども家庭課

### ②ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援

ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援のために、悩みや問題を解消するための相談体制の充実を図ります。

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
46	ひとり親等の家庭の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を行います。	○母子・父子自立支援員による相談体制の充実 ○広報紙・ホームページを利用した、ひとり親等に対する支援の周知	子ども家庭課
47	医療費の自己負担分を助成し経済的な自立支援を推進していきます。	○広報紙・ホームページを利用した周知 ○子ども家庭課との連携による手続きの案内	保険医療課
48	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○広報紙・ホームページなどによる相談窓口の周知	子ども家庭課 地域共生推進課

### ③在住外国人に対する生活安定と自立支援

在住外国人に対する生活安定と自立支援のために、相談体制の充実に努め、安心して生活できる環境づくりを推進します。

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
49	在住外国人に対する情報提供、相談機能を充実していきます。	○各種広報物や案内、防災マップや道路標示看板における、英語をはじめとする多言語の併記など、外国人への配慮 ○国際交流協会の活動を通じた情報提供の推進 ○在住外国人への就労支援や労務相談への対応	全課共通
50	関係課と連携して、在住外国人の健康支援、子育て支援のための相談窓口を充実していきます。	○電話や面接での個別対応	健康推進課

#### ④困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の整備

重点施策

社会的・経済的な格差を背景に、男性よりも貧困等の生活上の困難に直面しやすい立場にある女性に対し、貧困など困難を抱える女性や家庭の早期発見に努め、経済的支援や就労、生活面などの支援を行います。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
51	相談体制の充実と、相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○女性悩みごと相談体制の充実 ○市内のNPO等の法人が身近な場所で子育て等の相談窓口となり、当事者目線の寄り添い型の支援を実施 ○広報誌、ホームページなどによる相談窓口、支援の周知	子ども家庭課

### (3) 多様な性を尊重する社会の推進

#### 多様な性に関する理解の促進と性的少数者の人が暮らしやすい環境づくり

重点施策

性的指向・性自認に関すること等の問題について正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
52	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の支援内容を拡充していきます。	○関係各課と調整し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の宣誓者が利用できる支援内容の拡充	たつせがある課
53	チラシやリーフレットなどで人権意識の向上を働きかけます。	○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進	たつせがある課

## (4) DV等に対する啓発の推進

### ①DVの防止の推進 重点施策

様々な媒体を活用したDV防止に関する広報・啓発活動を進めます。

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
54	暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます。	○広報誌やホームページを利用し、暴力をなくす運動（11月12日～25日）に合わせた啓発の実施	子ども家庭課
55	性の商品化などの有害な環境から青少年を守る活動をしていきます。	○ホームページで非行防止のための啓発を実施	生涯学習課
56	児童の面前でのDV行為は、児童に対する心理的虐待に当たることの理解を図るための啓発活動をしていきます。	○広報誌、ホームページを利用し、児童虐待防止推進月間（11月）にあわせた広報	子ども家庭課
57	すぐに対応できる相談体制と児童虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○家庭児童相談室の体制の充実 ○家庭児童相談室における専門職の知識の向上 ○要保護児童対策地域協議会等で関係機関とのネットワーク強化	子ども家庭課

### ②互いの人権を尊重しあう意識の啓発

学生等を対象に、デートDVについての認識を高める教育・学習の充実を図るとともに、互いの人権を尊重しあう意識の啓発を推進します。

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
58	学生（児童・生徒）等、若年層を対象に、デートDV等の理解を促進するための啓発活動を行います。	○学生等を対象に、デートDVについての認識を高める教育・学習の充実	子ども家庭課 たつせがある課

## (5) DV相談体制の整備

### ①相談窓口の周知

DVに関する相談窓口や支援情報について、外国人も含め広く市民に周知します。

N0	取組内容	今後の方向性	担当課
59	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子ども家庭課
60	外国人へ相談窓口を周知していきます。	○外国語のリーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子ども家庭課

## ②多様性に応じた総合的相談体制の充実 重点施策

多様なDV被害の相談に対応できるよう、研修機会などの充実を図り、相談員の資質向上を図ります。性別を問わず、相談しやすい体制づくりに努めていきます。また、各関係機関が情報を共有し、相談体制を確立します。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
61	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や研修の充実を図ります。	○相談員のDV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子ども家庭課
62	DVの二次被害を防ぐために相談担当者及び関係職員の資質の向上に努めていきます。	○相談員のDV二次被害を防ぐための研修への参加促進 ○関係職員を対象にDV二次被害を防ぐための講座	子ども家庭課
63	DV被害者が抱える諸問題を解決するために、専門窓口との連携強化に取り組んでいきます。	○専門相談窓口との支援の連携	子ども家庭課 地域共生推進課 社会福祉協議会
64	顕在化しつつある男性のDV被害にも対応するため、男性でも相談しやすい体制づくりに努めていきます。	○市で実施している「女性悩みごと相談」は男性も相談できることを周知 ○県の男性DV相談窓口についてホームページ等での周知	子ども家庭課
65	障がい者虐待の防止のため、相談体制を整備していきます。	○虐待防止に係る普及啓発 ○障がい者虐待防止に係る相談支援・相談対応の実施	福祉課
66	DV被害者の安全確保のため、庁内及び関係機関の情報管理・伝達の適正化、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○住民基本台帳事務における支援措置対象者等のDV被害者に関する、関係機関での情報共有と適切な管理の推進 ○ネットワークのシステムの強化	市民課 子ども家庭課

## (6) 被害者の自立への支援

### ①早期発見・早期支援体制の整備

DV被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発し、被害者の早期発見・早期支援体制の整備をします。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
67	教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をしていきます。	○関係職員や保護者への意識啓発 ○被害者保護のための情報管理の徹底	子ども家庭課 健康推進課 教育総務課

## ②保護体制の充実

県、児童相談所、警察など関係機関との連携による被害者保護体制を確立し、DV被害者などの保護に努めます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
68	県、児童相談所、警察など関係機関との連携による被害者保護体制を確立していきます。	○関係機関の連携強化とネットワークシステムづくり	子ども家庭課

## ③生活再建に向けた支援の実施

生活上の困難に陥りやすい人々に対して、必要な情報提供や支援に取り組み、自立に向けた支援をしていきます。

NO	取組内容	今後の方向性	担当課
69	DV被害などに起因するひとり親家庭の就労をはじめ、自立に向けた支援をしていきます。	○一時的に生活援助が必要な場合のヘルパー派遣 ○広報紙・ホームページでの周知 ○専門相談窓口との連携	子ども家庭課



## 数値目標

重点施策	項目	目標値 (令和9年度)	令和5年度 (計画策定時の 状況)
No.15, 16 審議会などにおける女性の登 用促進	市執行機関及び付属機関等 における女性委員の登用率	50%以上	41.5%
	市執行機関及び市付属機関等 における女性委員のいない審 議会数	0 機関	2 機関
No.17 管理職などへの女性の登用促 進と女性リーダーの育成	市女性職員の管理職（課長級 以上）への登用率	35%以上	31.9%
No.18 地域活動への参画促進及び地 域活動団体の役職などにおけ る女性の登用促進	地域において男女が平等だと 考えている人の割合※1	40%以上	38.5%
No.22, 23, 24 団体、企業などにおける女性 の参画促進とポジティブ・ア クションの推進	女性の活躍推進について調 査・取材・周知を行った件数	3 件 (計画期間中 累計)	1 件 (計画期間中 累計)
No.28, 29 保育施設・サービスの充実	延長保育や一時保育事業の実 施園数	延長保育 12 園 一時保育 8 園	延長保育 10 園 一時保育 6 園
	待機児童数	0 人	3 人
No.30~35 子育て支援サービスの充実	ファミリーサポートセンター の援助活動ができる会員数	240 人	190 人
	児童クラブや学童保育所の待 機児童数	0 人	71 人
No.36, 37, 38 職場におけるワーク・ライ フ・バランスの推進	市男性職員の育児休業（2 週 間以上）の取得率	85%以上	120% ※2
No.52 困難な問題を抱える女性への 包括的な支援体制の整備	専門相談の開設日数 24 回/ 年	24 回	24 回
No.54 多様な性に関する理解の促進 と性的少数者の人が暮らしや すい環境づくり	LGBTQ、DVに限らず、相 談したいことや聞いて欲しい ことがあったとき、気軽に話せ る相手がない人の割合	0%	8.3%
No.55~58 DVの防止の推進	DV被害経験のある市民の割合	0%	6.4%
No.62~67 多様性に応じた総合的相談体 制の充実	DVに関する相談窓口の認知 度	85%以上	78.5%

※1 市民意識調査の回答結果

※2 令和4年度に5人が育児休暇の対象になり、5人全員が育児休暇を取得した。これに加えて、令和3年度に育児休暇を取得した職員が令和4年度に2回目の育児休暇を取得した。この結果、5人中6人が取得したことになり、120%になっている。（愛知県公表の計算式により算出）



# 計画の推進

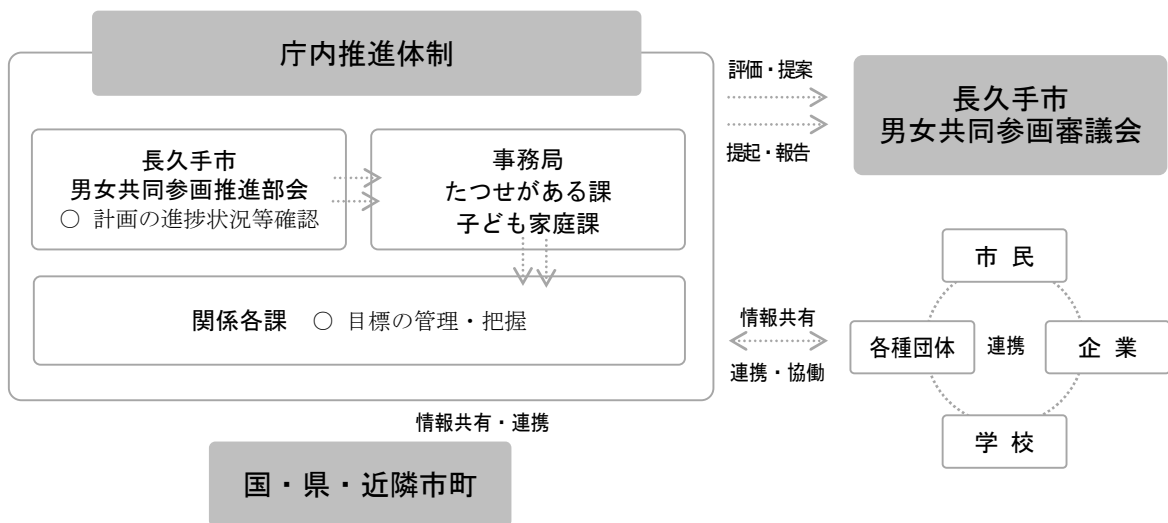
## 1 計画の進捗管理

男女共同参画に関する施策は多岐にわたるため、庁内関係部局からなる長久手市男女共同参画推進部会を設置し、庁内の男女共同参画に関する意識改革や資質の向上に向けた取組を行うとともに、男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む）の進捗確認を行います。また、長久手市男女共同参画審議会において、計画の進捗状況確認（指標に定めた数値目標の達成状況の確認及び年度ごとの施策の実施状況）及び検証を行います。

## 2 市と企業・各種団体等との協働と連携

市と市民、学校、企業、各種団体などが互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を生かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

なお、計画の推進にあたっては、「長久手市みんなでつくるまち条例」に沿って施策を実施します。





## 参考資料

### 1 策定経過

#### 1 長久手市男女共同参画審議会

日程	内容等
令和4年8月2日	令和4年度第1回長久手市男女共同参画審議会 ・第3次長久手市男女共同参画基本計画各課等の取組状況について ・市民アンケート調査項目について
令和5年1月20日	令和4年度第2回長久手市男女共同参画審議会 ・市民アンケート集計結果について
令和5年3月20日	令和4年度第3回長久手市男女共同参画審議会 ・市民アンケート集計結果について ・令和5年度事業（案）及び令和4年度事業の実績について
令和5年9月14日	令和5年度第1回長久手市男女共同参画審議会 ・第3次長久手市男女共同参画基本計画の庁内各課取組状況及び検証について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画における課題の整理について ・第4次長久手市男女共同参画基本計画の体系（案）について
令和5年11月16日	令和5年度第2回長久手市男女共同参画審議会 ・第4次長久手市男女共同参画基本計画の庁内各課取組内容及び数値目標の検討
令和6年3月11日	令和5年度第3回長久手市男女共同参画審議会 ・第4次長久手市男女共同参画基本計画パブリックコメント説明会（長久手市SDGsフォーラム）の概要と参加者アンケート内容について ・第4次長久手市男女共同参画基本計画概要版について

## 2 計画策定において市民関わったものについて

時期	内容	市民参加人数
令和4年 11月	市民意識調査 (対象：18歳以上の市民2,000人、市内中学2年生655人)	市民 655人 中学生470人
令和5年 3月	関係団体へのヒアリングの実施(対象：10団体)	10団体
9月	ワークショップ	30名
令和6年 1月 ～2月	パブリックコメント(SDGsフォーラム)	18名
	合計	1,173名 +10団体

## 2 委員名簿

### ■長久手市男女共同参画審議会委員

	名 前	所 属 等
1	浅井 結	長久手市小中学校PTA連絡協議会
2	岡山 真崇	長久手市小中学校長会（長久手市立北中学校長）
3	杉谷 希美	公募委員
4	藤原 直子	椋山女学園大学（学識経験者）
5	水野 道子	長久手市民生委員児童委員協議会
6	山口 康代	公募委員
7	山中 一毅	中北薬品株式会社（民間企業）
8	山本 かほり	愛知県立大学（学識経験者）
9	横田 純子	長久手市国際交流協会

## 3 用語解説

---

### 【あ行】

#### あて職

特定の職にある者を別の特定の職に就かしめる（充てる）こと。付属機関等の委員を公的機関や営利を目的としない法人その他の団体の代表から選任する場合に用いる。

### LGBTQ

女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）、性的指向・性自認が定まらない人（クィア／クエスチョニング）の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつ。

### 【さ行】

#### ジェンダー

生物学的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われる社会的、文化的に形成された「男性像」「女性像」のこと。

#### セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

### 【た行】

#### デートDV

特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

#### DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

## 【な行】

### 二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

## 【は行】

### パワー・ハラスメント

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

### ファミリー・フレンドリー企業

厚生労働省が認定・推奨している、生活と仕事の両立ができる制度を持つ企業のこと。

### ポジティブ・アクション

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

## 【ら行】

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。いつ何人子どもを産む、産まない、を選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。